

**障害のある人もない人も共に学び共に生きる  
社会を目指す小金井市条例の一部を改正する  
条例（案）の解説（改正条項の抜粋）**

令和3年9月22日・25日開催

# 目 次

(改正条項の抜粋)

|                   |   |                   |     |
|-------------------|---|-------------------|-----|
| 第 2 条・・・・・・・・・・   | 2 | 第 1 1 条・・・・・・・・・・ | 9   |
| 第 8 条・・・・・・・・・・   | 5 | 第 1 8 条・・・・・・・・・・ | 9   |
| 第 9 条・・・・・・・・・・   | 5 | 付 則・・・・・・・・・・     | 1 0 |
| 第 1 0 条・・・・・・・・・・ | 8 |                   |     |

## 【凡例】

本資料において、略称を用いている条約または法令名等の正式名称は以下のとおり。

- 1 権 利 条 約：障害者の権利に関する条約
- 2 基 本 法：障害者基本法（昭和 4 5 年法律第 8 4 号）
- 3 差別解消法：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律  
（平成 2 5 年法律第 6 5 号）
- 4 小金井市条例：障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例（平成 3 0 年条例第 2 8 号）
- 5 都 条 例：東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（平成 3 0 年条例第 8 6 号）

## 障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例の一部を改正する条例（案）

### （定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。ただし、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

### 【解説】

本条は、小金井市条例における用語について、その意味を明確にし、解釈に疑義が生じないように定めた規定です。

今回の改正では、この条例の中でも特に重要な用語である、「障害者」の定義と「差別」の定義の見直しを行い、それに伴って「不当な差別的取扱い」について新たに定義しました。

### 【現行条例】

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難治性疾患その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

### 【改正案】

- (1) 障害者 **障害者手帳等の有無にかかわらず**、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、**高次脳機能障害**、難治性疾患その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的、断続的**又は周期的に**日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

### 【解説】

#### 1 「障害者手帳等の有無にかかわらず」について

差別解消法で対象としている「障害者」は、障害者手帳の所持者に限定されるものではありません。小金井市条例でも、解釈上は障害者手帳の所持者に限らず対象としているところですが、実効性を確保するため明文化しました。

また、小金井市条例では、差別解消法では明示されていない「難治性疾患」も明記しています。この「難治性疾患」とは、国が指定している難病その他の治療が困難な疾患をいいます。これは、難病と指定されていないものの現段階では治療方法が見つからず、多くの困難を抱えている患者さんがいることを意識したものです。この条例では、特定の医療を受けていることを証する医療受給者証や医療券の所持者に限らず対象としていることから、これらの医療受給者証や医療券も含めた表記とするため、「障害者手帳等」としました。

## 2 「高次脳機能障害」について

「高次脳機能障害」とは、病気や事故等で脳が損傷することにより、考えることや記憶すること、言葉に表現すること、注意を持続することなどが難しくなる障がいのことです。差別解消法の対象となる障害としては、精神障害に含まれているとされていますが、外見からはわかりにくく、見えない障害とも言われていることから、個別に明記することとしました。

## 3 「周期的」について

差別解消法の定義では「継続的」に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものを障害者としているところ、小金井市条例の条文では、「継続的」に加えて「断続的」に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものも障害者の定義に含めていました。

「継続的」とは、常に何らかの症状が出ている状態を、「断続的」とは、症状が出たり出なかったりする状態を指し、さらに「周期的」とは、一定期間を置いて症状が繰り返される状態を指します。国会審議において、「継続的」には、断続的なもの、周期的なものも含まれるとの内閣府の答弁がありますが、「常に何らかの症状が出ている状態」と「症状が出たり出なかったりする状態」とを分かりやすくするため、小金井市条例では、「継続的」だけでなく、「断続的」に「日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態」にあるものも障害者として定義していましたが、「一定期間を置いて繰り返される状態」が症状の特性の違いとして問題となった際に、対象から除外されてしまうことがないように、「周期的」に「日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態」にあるものも障害者の定義に明記することとしました。

### 【現行条例】

(新規)

### 【改正案】

**(3) 不当な差別的取扱い 障害又は障害に関連することを理由として行われるあらゆる差別、排除又は制限であって、あらゆる活動分野において、障害者が障害者でない者と等しく基本的人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果のあるものをいう。**

### 【解説】

#### 1 不当な差別的取扱いについて

この条例で定義している「差別」には、「障害者に対して、障害者でない者の取扱いと比べて不当な取扱いをし、又はしようとする」と「合理的な配慮をしないこと」の二つの類型がありますが、現行条例には、後者の定義しかされていないことから、同様に扱うために新たに本号を設けました。また、現行条例の「不当な取扱い」については、障害者と障害者でない者を区別した取扱いでも、事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別な措置や、障害者を障害者と比べて優遇する取扱いは含まないことを明確にするため、「差別的」を加え「不当な差別的取扱い」としました。

## 2 関連差別について

小金井市条例では、障害そのものを理由とするものだけではなく、障害に関連することを理由とするものも不当な差別的取扱いに含めています。これは、例えば車椅子の利用を理由とする入店の拒否（下肢の障害を直接の理由とはしていない）や、盲導犬同伴を理由とするタクシーの乗車拒否（視覚障害を直接の理由とはしていない）など、障害を明示した基準によらなくとも、実質的に障害を基準にして障害者と障害者でない者を区別して取り扱うことを指します。

## 3 間接差別について

小金井市条例では、外形的には中立の基準、規則、慣行ではあっても、それが適用されることにより結果的には他者に比較し不利益が生じる場合も不当な差別的取扱いに含めています。これは、例えばマイカー通勤禁止を定める規則があるために、結果として公共交通機関の利用が困難な社員が退職を余儀なくされる場合などです。

### 【現行条例】

(4) 差別 障害を理由として、障害者でない者の取扱いと比べて不当な取扱いをし、又はしようとする事、及び合理的な配慮をしないことをいう。

### 【改正案】

(5) 差別 **障害者に対し**、障害者でない者の取扱いと比べて不当な**差別的**取扱いをし、又はしようとする事、及び合理的な配慮をしないことをいう。

### 【解説】

本号は、「差別」を定義した規定です。今回の改正では、前述の「不当な差別的取扱い」の定義を新設したことに伴い、重複する文言の修正や整合をとるための加筆等を行いました。

権利条約では、「障害に基づく差別」を「障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別(合理的配慮の否定を含む)を含む。」と定義しています（権利条約第2条）。

また、差別解消法では、「差別」は明示的に定義されていませんが、「不当な差別的取扱い」（差別解消法第7条1項、同法第8条1項）をしてはならないと規定し、合理的配慮の提供義務についても規定しています（差別解消法第7条2項、同法第8条2項）。

小金井市条例では、差別解消法とは異なり、障害を理由として不当な差別的取扱いをすること及び合理的な配慮を行わないことに加え、障害を理由として不当な差別的取扱いを「しようとする事」も「差別」であるとしています。不当な取扱いを「しようとする事」とは、障害を理由として、障害者でない者の取扱いと比べて不当な差別的取扱いを受ける蓋然性があることをいいます。

【現行条例】

(新規)

【改正案】

(不当な差別的取扱いの禁止)

**第8条** 何人も、障害者及びその家族に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。

【解説】

本条は、「差別」の類型の一つである「不当な差別的取扱いの禁止」について、具体的に定めた規定です。障害者当事者だけでなく、その家族も不当な差別的取扱いを受けることがあるため、家族に対する不当な差別的取扱いも禁止しています。

不当な差別的取扱いとは、障害者を、同じ状況にある障害者でない者より不利に扱うことを指しています。「不当な差別的取扱い」に相当しないのは、その取扱いが、客観的に正当な目的の下に行われたもので、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合です。それに相当するかどうかは、その事案ごとに、権利利益の保護等の観点から、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要です。

【現行条例】

(合理的な配慮)

**第8条** 市は、その事務又は事業を行うに当たり、次に掲げる場合には、第6条第2項の規定の趣旨を踏まえ、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をしなければならない。

【改正案】

(合理的な配慮)

**第9条** 市及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、次に掲げる場合には、第6条第2項の規定の趣旨を踏まえ、**当該障害者の性別、年齢、障害の状態等に応じて**、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をしなければならない。

【解説】

1 第1項

本項は、小金井市及び事業者による合理的な配慮の提供について定めた規定です。今回の改正により、小金井市だけでなく、事業者による合理的な配慮の提供も法的義務と規定しています。

平成30年10月1日に施行された都条例では、事業者にも合理的な配慮の提供が義務付けられていますが(都条例第7条第2項)、平成28年4月1日に施行された差別解消法では、事業者による合理的な配慮の提供は努力義務(第8条第2項)とされており、小金井市条例では、差別解消法と同様、事業者による合理的な配慮の提供は努力義務としていました。

しかし、令和3年5月に改正された差別解消法(令和3年6月4日公布、公布の日から3年以内に施行)では、事業者による合理的な配慮の提供が義務化(第8条

第2項)されたことから、小金井市条例においても、都条例や改正法との整合をとり、事業者による合理的な配慮の提供を市と同じく義務化することとしました。

合理的な配慮の提供は、第2条の定義規定において「障害者の求めに応じて」と定めているとおり、障害者の意思を尊重して、そのニーズに的確に応じて提供されるべきですが、さらに個別の状況にも応じた適切な配慮が必要であることから、「当該障害者の性別、年齢及び障害の状態等に応じて」と明記することとしました。

また、地域生活において、合理的な配慮の例示が必要と考えられるそれぞれの生活場面についての規定をしていますが、今回の改正において、新たに3つの例示を設けました。

その実施にあたっては、小金井市条例第6条第2項の規定の趣旨を踏まえ、当事者のニーズを尊重し、それぞれの障害に応じて工夫する必要があります。

|               |
|---------------|
| <b>【現行条例】</b> |
|---------------|

|      |
|------|
| (新規) |
|------|

|              |
|--------------|
| <b>【改正案】</b> |
|--------------|

|                                   |
|-----------------------------------|
| <b>(10) 医療又はリハビリテーションを提供するとき。</b> |
|-----------------------------------|

**【解説】**

本号は、医療やリハビリテーションに関する合理的な配慮について規定したものです。

医療やリハビリテーションの提供を受けることは、障害のある人が日常生活等を営む上で重要なことです。また、障害の軽減を図り、自立した生活と社会参加を促進するために不可欠なものでもあります。

障害のある人が、生き生きと安心して生活を送ることができるよう、適切な支援が求められます。

|               |
|---------------|
| <b>【現行条例】</b> |
|---------------|

|      |
|------|
| (新規) |
|------|

|              |
|--------------|
| <b>【改正案】</b> |
|--------------|

|                       |
|-----------------------|
| <b>(11) 選挙等を行うとき。</b> |
|-----------------------|

**【解説】**

本号は、参政権に関する合理的な配慮について規定したものです。

権利条約では、政治的及び公的活動への参加に関し、「障害者が、直接に、又は自由に選んだ代表者を通じて、他の者との平等を基礎として、政治的及び公的活動に効果的かつ完全に参加することができること（障害者が投票し、及び選挙される権利及び機会を含む。）を確保することを求めています。（権利条約第29条）

障害のある人が、円滑に投票できるよう、障害の特性や状況に応じた配慮が大切です。

【現行条例】

(新規)

**(12) 労働者の募集、採用及び労働条件を決定するとき。**

【解説】

本号は、雇用に関する合理的な配慮について規定したものです。

雇用に関する合理的な配慮については本項第3号において、「就労に係る相談及び支援」についての規定を設けているところですが、障害のある人が自立した地域生活を送るためには、障害のない人と同様に、雇用の機会が確保されることが必要なことから、「労働者の募集、採用及び労働条件」についての規定を設けました。

【現行条例】

2 市民及び事業者は、前項各号に掲げる場合には、第6条第2項の規定の趣旨を踏まえ、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をするように努めなければならない。

【改正案】

2 **市民**は、前項各号に掲げる場合には、第6条第2項の規定の趣旨を踏まえ、**当該障害者の性別、年齢、障害の状態等に応じて**、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をするように努めなければならない。

【解説】

2 第2項

本項は、市民に対し、合理的な配慮を提供する努力義務を規定したものです。事業者に対しては、都条例及び法改正との整合を図り義務化しましたが、市民に対しては努力義務としています。ただし、合理的な配慮を提供する場合には、市や事業者と同様、個別の状況に応じた適切な配慮が必要であることから、「当該障害者の性別、年齢、障害の状態等に応じて」と明記することとしました。

【現行条例】

(新規)

**3 市は、市民及び事業者が合理的な配慮を容易に行うことができるよう、必要な支援措置を講ずるものとする。**

【解説】

3 第3項

本項は、市民及び事業者が、合理的な配慮の提供を容易に行うことができるよう、市が必要な支援を行うことを定めた規定です。

事業者による合理的な配慮の提供について義務化したことに伴い、市としても、情報・機会の提供や経済的負担の軽減など、必要な支援を行います。



**【現行条例】**

(情報伝達)

第9条 市は、障害者が自ら選択するコミュニケーション手段（字幕、手話通訳、要約筆記、音声解説等をいう。以下同じ。）を利用できるよう、コミュニケーション手段の普及啓発及び利用拡大の支援に努めるものとする。

**【改正案】**

(情報伝達)

**第10条** 市は、**手話が独自の文法体系を持つ言語であるという認識の下、手話が言語であることの理解を促進するとともに**、障害者が自ら選択するコミュニケーション手段（字幕、手話通訳、要約筆記、音声解説等をいう。以下同じ。）を利用できるよう、コミュニケーション手段の普及啓発及び利用拡大の支援に努めるものとする。

**【解説】**

1 コミュニケーション手段の普及

本条は、市として積極的に、様々な障害に対応したコミュニケーション手段を準備し対応できるようにするとともに市内事業者や市民も互いに積極的に関わりが持てるようコミュニケーション手段のツールの普及や利用啓発事業に取り組むことを約束しています。

障害者、一人一人によってコミュニケーションの取り方や配慮の仕方が異なる場合があります。個々の障害のある人に応じたコミュニケーション手段で、対応出来るのが望ましいことです。

そのためにはコミュニケーション手段のツール等の普及が欠かせません。スマホやタブレット端末のソフトの活用、コミュニケーションボードの普及やホワイトボードやノートでの筆談等、それぞれの場所や場面で工夫することが必要になります。

そのための方法やツールの普及、広報活動が重要になります。

2 手話言語について

手話は、手や指の動き、表情を使い視覚的に表現するもので、日本語の代替物ではなく、独自の言語であり、手話を必要とする方が自分らしく生きていくうえで、かけがえのないものです。権利条約では、「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義され（権利条約第2条）、基本法では、「言語」に「手話を含む」とされており（基本法第3条第3号）、都条例では、言語としての手話の普及について規定しています（都条例第16条）。

今回の改正では、これらのことを踏まえ、手話が、音声言語である日本語とは異なる独自の文法体系を持つ言語であるという認識に基づき、それに対する理解を促進することを明記しました。

【現行条例】

(相互理解の促進)

第10条 市は、共生社会の実現に向けて、市民及び事業者が障害及び障害者に関する正しい理解を深めるよう、普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

【改正案】

(相互理解の促進)

**第11条** 市は、共生社会の実現に向けて、市民及び事業者が障害及び障害者に関する正しい理解を深めるよう、普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

**2 市長及び教育委員会は、児童及び生徒が障害及び障害者に対する理解を深めるための教育の重要性を認識し、その実施について相互に連携を図るものとする。**

【解説】

1 第1項

本条は、相互理解の促進について規定したものです。

障害のある人への誤解や差別、偏見が生じる要因のひとつとして、障害への理解の不足があげられます。市民からの声のうち、「障害のある人に対する接し方がわからない」等は、その代表的なものであり、障害を理解していないがゆえに、自らの固定化したイメージが先行し、ここから誤解や差別、偏見が生まれてくるのです。

障害についての正しい理解や個々の障害者への理解が進めば、誤解や偏見は取り除かれ共生社会の実現に向け前進していくものと考えます。

そのために、市が積極的に市民及び事業者に対しての啓発活動などを推進していくと共に市民や市内事業者と連携を図り、理解を深め、進めるための活動を進めていくことが求められているのです。

2 第2項

本項は、市長と教育委員会の連携についての規定です。

共生社会の実現には、障害と障害者に対する理解を深めるための教育がとても重要で、その実施には、市長部局と教育委員会の関係各課による連携が必要です。

次条で規定する教育に関する施策についても、相互に連携を図ります。

【現行条例】

(新規)

【改正案】

(公表)

**第18条** 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

**2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた者に対し、その旨を通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。**

## 【解説】

### 1 第1項

本項は、勧告に従わない者の公表についての規定です。

前条の規定により勧告を行った場合において、正当な理由なくその勧告に従わないときは、市長の権限で勧告の内容を公表することとするものです。

なお、「正当な理由」とは、前条同様、災害や長期入院など、勧告を受けた者が、勧告に従うことのできないやむを得ない事情がある場合を指します。

### 2 第2項

本項は、公表の手続きについての規定です。

前項の規定による公表は、慎重を期す必要があることから、公表の相手方に事前に通知し、意見を聴く機会を設けることとしています。

## 付 則

### (施行期日)

#### 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

### (検討)

#### 2 市長は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第56号）の施行後3年を目途として、この条例による改正後の障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例（以下「条例」という。）の施行の状況、社会情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、条例の規定について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

## 【解説】

### 付則1

改正後の小金井市条例は、令和4年4月1日から施行することとしています。

### 付則2

今回の改正は、小金井市条例制定時の付則の規定に基づき、小金井市条例の施行後3年が経過することを機に、小金井市条例の施行状況や国の障害者施策の動向を踏まえて検討したものです。ただし、その内容は、この条例の実効性の確保と、都条例や法改正との整合をはかることを目的とする、必要最低限の見直しにとどまっています。

改正法は令和3年6月4日に公布されましたが、公布の日から3年以内に施行するとされており、改正法の施行後あらためて見直すべきことが、今後明らかになってくると思われます。そのため、今回見直せなかったことも含め、改正法施行後3年を目途として、あらためて小金井市条例の施行状況や国等の障害者施策の動向を踏まえ検討することとします。

その検討にあたっては小金井市地域自立支援協議会の意見を聴きながら、広く市民や当事者・家族の意見を聴く機会を設け、その意見をもとに行うようにしていきます。